



消費生活 サポーター通信

平成30年度第11号

今月のテーマ

フィッシング詐欺 に注意!



事例

宅配業者から不在通知のメールが届いた。



記載されていたURL*をタップすると、宅配業者のホームページが表示された。

※URL…ホームページのアドレス

携帯電話のID、パスワードの入力を求められたので、その通りにした。



後日、携帯電話料金と一緒に、覚えのない通販代金5万円を請求された。



アドバイス



- ・有名企業になりすましてメールやSMSを送りつけ、
- ・本物そっくりな偽サイトに誘導し、
- ・パスワードやクレジットカード番号などを入力させ、情報を盗み取る手口を
- ・**フィッシング詐欺**といいます。

- 1 記載されているURLを安易にタップしない
(業者の本当のホームページで注意喚起されていないか確認してみる)
- 2 ID、パスワードなどの重要情報を安易に入力しない
- 3 セキュリティソフトを導入し、常に最新版に更新する

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
(Tel. Me)